参考資料

1. 筑紫野市健康づくり推進協議会委員名簿

順不同•敬称略

	機関団体	役職	委員名
1	筑紫野市立小中学校長会	天拝小学校 校長	肘井 俊広
2	筑紫野市コミュニティ運営協議会	山口コミュニティ運営協議会 副会長	本田 重幸
3	筑紫野市地域婦人会	理事	上滝 恵美子
4	筑紫野市老人クラブ連合会	会長	本田 正
5	筑紫野市体育協会	副会長	吉丸 勝良
6	筑紫野市食生活改善推進会	会長	西村 陽子
7	筑紫野市健康づくり運動サポーターの会	会長	森 孝子
8	筑紫薬剤師会	常務理事	岩井 俊二
9	筑紫医師会	よこみぞ医院 院長	横溝 清司
10	筑紫歯科医師会	安元歯科医院 院長	安元 和雄
11	九州大学	人間環境学研究院 教授	西村 秀樹
12	熊本学園大学	社会福祉学部 教授	橋本 公雄
13	筑紫保健福祉環境事務所	健康増進課長	原野京子
14	筑紫野市商工会	副会長	宮﨑 隆
15	筑紫野•太宰府私立幼稚園協会	筑紫野中央幼稚園 事務長	秦昭宏
16	筑紫野市保育所連盟	さくら保育園 園長	西村 節子
17	筑紫農業協同組合	営農生活部 農業振興課長	小金丸 昌孝
18	筑紫野市社会福祉協議会	事務局長	木村 孝
19	福岡県栄養士会		園田 百合

(任期:平成29年6月1日から平成31年5月31日)

2. 筑紫野市健康づくり推進協議会協議経過

年度	回数	月日	出席者数	協議内容
	1	H30.6.7	13	〇「筑紫野市自殺対策計画」策定について
				〇自殺対策推進会議(仮称) について
				○今後のスケジュールについて
30	2	H30.9.6	14	〇「筑紫野市自殺対策計画(素案)」について
	3	H31.2.7	10	〇パブリックコメントの結果について
				〇「筑紫野市自殺対策計画(最終案) 」について

3. 自殺対策推進会議の体制と協議経過

部名		課名
1	企画政策部	人事課
2		総務課
3	総務部	人権政策•男女共同参画課
4		危機管理課
5	市民生活部	収納課
6		健康推進課
7	健康福祉部	子育て支援課
8		生活福祉課
9		保護課
10		高齢者支援課
11	教育部	学校教育課
12	が 日 即	生涯学習課

年度	回数	月日	出席者数	協議内容
30	1	H30.5.24	12	〇「筑紫野市自殺対策計画」策定について
				〇自殺対策推進会議(仮称) について
				〇今後のスケジュールについて
				〇「筑紫野市自殺対策計画(素案)」について
	2	H30.8.24	12	〇市の取り組みに該当する事業について
				〇自殺対策強化交付金について
	3	H31.2.7	10	〇「筑紫野市自殺対策計画(素案)」について

4. 用語解説

力行		
家庭教育学級	「子どもの人権を守り、健全な成長発達に責任を果たせる親になる」ことを目指し、 「親の学習する場」として、市内の小・中学校に家庭教育学級を開設している。	
虐待	力の強い者が、抵抗する力がない極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。虐待の内容には、直接的な身体的虐待、精神的虐待、性的虐待のほか、ネグレクト(無視、食事を与えないなど)がある。	
緊急通報装置の貸与	ひとり暮らしの高齢者や障がい者に緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害時の緊急通報について 24 時間対応のサービスを行う。	
ゲートキーパー	ゲートキーパーとは、悩んでいる人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応 (悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を 図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。	
健康寿命	介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせず、元気に過ごせる期間(自立期間)。	
健康づくりサポータ	本市では、市民協働による健康づくりを推進するため、平成 18 年度より健康づくりサポーターの養成・育成を開始した。食生活改善推進員及び健康づくり運動サポーターをサポーターに位置づけ、様々な健康づくり活動を行政と一体となり実施している。	
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢、障がいのある方などに代わって、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を行なうなど、 援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行なうこと。	
国勢調査	国勢調査の基本的な目的は、日本国内(ただし、竹島及び北方領土は除かれている)の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策の基本資料を得ることとされているが、国勢調査の利用は政治や行政などの公的な目的にとどまらず、民間企業の経営判断や研究活動などにも広く活用されている。	
子育て支援センター	子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の 実施、子育てサークルの支援など、子育て全般に関する専門的な支援を行なう拠点施 設。	
サ行		
災害時等要援護者	災害時等において、安全な場所に避難する際に支援を要する人、情報を得ることが難 しい人などのこと。75歳以上の高齢者をはじめ、要介護認定者、障がい者、難病患 者、妊産婦及び乳幼児、外国人などがあげられる。	
自殺対策基本法	年間の自殺者数が 3 万人を超える日本の深刻な状況に対処するため制定された法律。議員立法で平成 18 年 6 月 21 日に公布、同年 10 月 28 日に施行され、改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行された。自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めて自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図ることを目的としている。	

自殺総合対策大綱	自殺対策基本法により、政府の推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的 な自殺対策の大綱を策定することとされ、自殺総合対策会議(会長(内閣官房長官) 及び 10 閣僚で構成)が、大綱の案を作成し、平成 19 年6月8日に自殺総合対策 大綱として閣議決定された。 平成 20 年 10 月及び、平成 24 年8月の一部改定を経て、平成 29 年7月には自 殺対策の基本的方針(5 項目)、自殺総合対策における当面の重点施策(12 項目)、自殺対策の数値目標(平成 38 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少)などが掲げられ、再度改定がなされた。			
消費生活相談員	平成 26 年 6 月、消費者安全法が改正され、地方公共団体における消費生活相談体制を強化するために、消費生活センター等に事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する消費生活相談員を配置している。 消費生活相談員は、「消費生活相談員資格試験」に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用する。			
食の自立支援	ひとり暮らしの高齢者や障がい者、又は高齢者のみの世帯で、体力の低下、心身の障がいや疾病のために買い物や調理ができず、地域の見守りを必要とする型に栄養バランスのとれた食事(夕食のみ)を配達し、安否確認を行うことにより、在宅福祉の向上を図る。			
人権擁護委員	法務大臣から委嘱を受けた委員で、基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚を図るための活動を行っている。本市では、月に1度(11月は除く)人権相談所を開設し、人権に関する問題について相談を受けている。			
生活困窮者	生活保護上の扶養の対象となる人にとどまらず、年金で暮らす高齢者や非正規雇用者、フリーター、ニートなど収入が少なく生活に困っている人を言う。			
夕行	夕行			
地域包括ケア推進会議	高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、 地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現が求められている。地域包括ケア システム構築の推進母体として、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を 行うとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体 制等の検討を行う。			
DV (ドメスティッ ク・バイオレンス)	直訳すると「家庭内暴力」であるが、一般的には「主に夫や恋人など親密な関係にある、またはあった関係の間等に起こる暴力」という意味で使用されている。			
地域包括支援センター	高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点。市町村が設置主体となり、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行なう。保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設である。			
八行				
福祉委員	福祉委員は、筑紫野市社会福祉協議会が設置する行政区を単位として小地域福祉活動を推進するボランティアです。自治会長や民生委員・児童委員との情報共有などを行ないながら、地域の見守り活動やふれあいいきいきサロン活動の企画・運営などを行なっている。			
マ行				
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される委員で、児童福祉法による児童委員をかねている。地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談支援のほか、福祉サービスに関する情報の提供、社会福祉事業を行なう団体や行政の協力支援などの活動を行なっている。			

メンタルヘルス	心の健康のこと。情報化、管理化された現代社会においては、ストレスが増大し、家 庭や学校、職場などで心の不健康状態にある人が増加し、社会問題となっている。		
ヤ行			
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとして要保護児童の早期発見及び適切な保護を図ることを目的に、平成 18 年 5 月、関係機関・団体等関係者からなる協議会が設置された。機関・団体等が相互に連携・協力して、要保護児童等に対し適切な支援活動の強化・充実を図っている。		